

第5章 推進・進行管理

第5章では、実現性のある計画とするために、市民や事業者及び市が協働して計画を推進していくための体制や役割、進行管理方策等を明らかにしています。

また、計画策定後の事業推進に係る財源確保や市の財政負担最小化を図るための方向性を整理しています。

5-1 計画の推進

(1) さいたま市地球温暖化対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）

地域協議会は、本計画に基づき、市民、事業者及び市の協働の下に、さいたま市域の温室効果ガス排出の抑制等に関して必要な取組等について協議し、具体的に対策を実践することにより、地域における地球温暖化対策の推進を図ります。

なお、地域協議会は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項の規定に基づいて組織された団体です。地域協議会は、統括と進行管理等を行う全体会議と、具体的な個別事業を行うワーキンググループ(WG)で構成します。

(2) 地球温暖化対策推進委員会（庁内）

本計画に基づく地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内の関連課で構成する「地球温暖化対策推進委員会」が中心となり、各課の地球温暖化対策に関連する計画や事業・施策との連携確保、実施状況の点検・評価及び取組の見直し・改善等、全庁が一体となった取組の推進を図ります。

(3) 市民等の参加と協働の仕組づくり

本計画で定める地球温暖化対策の推進にあたっては、市民や事業者等との連携強化を図り、行政と市民や事業者との役割分担を検討するとともに、情報提供等を通じた市民等の参加と協働の仕組づくりを行い、事業の効率的・効果的な推進に努めます。

(4) 埼玉県、周辺自治体等との連携・協力

施策の推進にあたり、交通対策や森林吸収源対策等、市域を超えた広域的視点から検討が必要な課題については、埼玉県や周辺自治体、九都県市首脳会議（さいたま市、横浜市、川崎市、千葉市、相模原市、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県より構成される、自治体同士の連携・協調した取組や自治体間の調整のシステム）、他の政令指定都市等と連携・協力して取り組みます。

(5) 地球温暖化防止活動推進員、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて任命されている地球温暖化防止活動推進員や、県内の地球温暖化対策の推進拠点となる埼玉県地球温暖化防止活動推

進センターと連携し、各主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する助言・相談、人材育成、調査・研究を推進します。

(6) 学術・教育機関、NPO等との連携・協力

施策の性格に応じて、学術・教育機関、NPO等との連携・協力により進めます。

また、地球温暖化防止活動に取り組む市民団体等のNPO法人化などを通じ、市との連携・協力による取組の促進を図ります。

(7) 各種行政計画との連携・調整

本計画は、さいたま市域からの温室効果ガス排出抑制に向けた中長期的な基本計画であり、かつ「さいたま市環境基本計画(改訂版)」に基づく地球環境分野の行動計画です。

よって、他の行政計画においても地球温暖化防止に関連する部分については、この計画の基本的な方向に沿って策定・推進していく必要があります。必要に応じて連携・調整及び見直しを図ります。

(8) 計画や取組の適切な広報・PR

本計画の内容や取組は、市民や事業者に対して適切に周知するとともに、「見える化」など様々な手法を通じて、計画に基づく取組の成果を積極的に広報・PRし、取組意欲の向上、取組の輪の拡大に努めます。

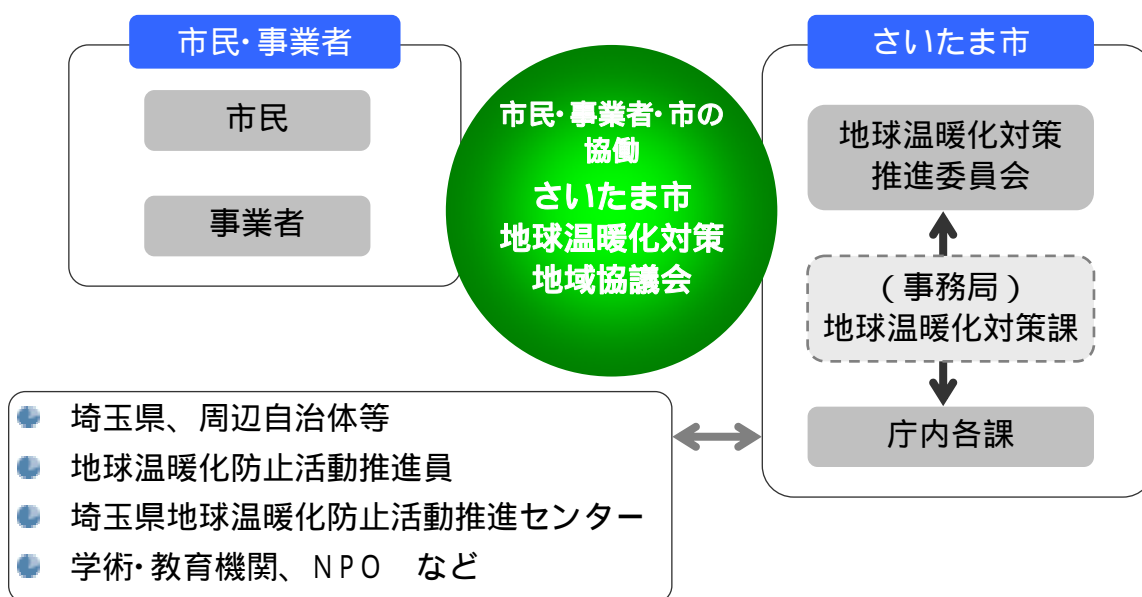


図 5-1 さいたま市地球温暖化対策の推進体制

5 - 2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルにより継続的な改善を図っていきます。

(1) 点検・評価及び公表

市は、地球温暖化対策推進委員会において、毎年度の温室効果ガス排出状況や施策の進捗状況・目標の達成状況の評価・分析等を行い、その結果等を地域協議会に報告するとともに、年次報告書や市報さいたま、市ホームページ等を通じて公表します。

寄せられた提案や意見は、次年度の取組に反映を検討します。

(2) 計画の見直し

本計画は、次期総合振興計画実施計画の改定に合わせ、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等を踏まえ、市民意見等を反映させながら、施策や目標等の見直しを検討します。

また、上記に限らず、将来の国の動向や対策技術の開発・普及等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

5 - 3 財政的課題への対応

計画の推進に際して直面する最も現実的な課題は財政的な課題と考えます。

市は、限られた財源の中で効率的かつ着実に計画を推進するため、以下に示す方策を検討する等して財源確保及び市の財政負担軽減を図り、円滑な計画推進を財政面から担保するように努めます。

(1) 民間資本の有効活用

再生可能エネルギーの普及拡大や建物の省エネルギー化、LED等の高効率機器の導入促進にあたっては、市民出資による共同発電事業やESCO事業等の社会経済的に合理的な仕組みを通じた民間資本の有効活用を検討します。

(2) 補助・支援制度の活用

事業の実施・推進に必要な財源を確保するため、国や関係機関等における地球温暖化対策やエネルギー対策に関する補助制度や支援制度の情報を幅広く収集し、積極的に制度の活用を検討します。